

5 自然公園、保全地域等

(1) 京都府内の自然公園

自然公園とは、国や都道府県を代表する優れた自然の風景地を保護するとともに、適正な利用を図っていくために、国や都道府県が一定の地域を指定し管理しているもの。自然公園法により定められる。

国立公園・国定公園は国が指定するもので、国立公園は国が管理も行うのに対し、国定公園は都道府県が管理を行う。また、都道府県立自然公園は、都道府県が指定・管理を行う。

区分	公園名	所在地	指定年月日	特別保護地区	特別地域			普通地域	計	
					第1種	第2種	第3種			
国立公園	山陰海岸	京丹後市	S38.7.15	—	148 ※	1,016 ※	23 ※	19.0	1,206 ※	
国定公園	琵琶湖	京都市 宇治市 宇治田原町	S25.7.24	—	—	723 ※	920 ※	—	1,643 ※	
	若狭湾	舞鶴市	S30.6.1	46 ※	284 ※	1,860 ※	1,353 ※	195 ※	3,738 ※	
	丹後天橋立大江山	福知山市 舞鶴市 宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町	H19.8.3	—	617	4,518	13,164	724	19,023	
	京都丹波高原	京都市 綾部市 南丹市 京丹波町	H28.3.25	—	2,485	1,850	56,153	8,363	68,851	
府立自然公園	笠置山	笠置町	S39.4.1	—	8.5	4.5	7.0	—	20.0	
	るり渓	南丹市	S39.4.1	—	8.1	13.4	—	14.8	36.3	
	保津峡	京都市 亀岡市	S39.10.20	—	67.9	—	—	3.4	71.3	
※京都府域のみの面積				合計	46	3,619	9,985	71,620	9,319	94,589

【地種区分について】

- ・特別保護地区：公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区。最も厳しく行為が制限される。
- ・第1種特別地域：特別保護地区に準ずる景観を有し、特別地域のうちでは風致を維持する必要性が最も高い地域であつて、現在の景観を極力保護することが必要な地域
- ・第2種特別地域：特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域
- ・第3種特別地域：特別地域のうちでは風致を維持する必要性が比較的低い地域であつて、特に通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域
- ・普通地域：特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域。特別地域と公園区域外との緩衝地域（バッファゾーン）となる。

(2) 歴史的な自然環境保全地域、自然環境保全地域

「京都府環境を守り育てる条例」に基づいて、自然環境が歴史的遺産と一体になって優れた歴史的風土を形成している地域を京都府歴史的な自然環境保全地域に、原生的な自然として各種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境を京都府自然環境保全地域に指定し、適正な保全を行なっている。

歴史的な自然環境保全地域

名称	所在地	指定年月日	指定面積		
			特別地区	普通地区	計
男山	八幡市	S58.3.15	4.75	13.50	18.25
岩戸山	福知山市	S59.3.13	10.37	2.91	13.28
花背大悲山	京都市	S60.3.15	18.70	5.60	24.30
当尾	木津川市	S60.12.20	2.33	17.35	19.68
小塩山	京都市	S62.3.10	4.13	24.25	28.38
鷲峰山	和束町	S63.3.18	12.80	14.96	27.76
権現山	京丹後市	H元.3.24	10.33	4.50	14.83
禅定寺	宇治田原町	H2.3.9	1.73	13.87	15.60
常照皇寺	京都市	H6.7.12	8.48	20.89	29.37
金剛院	舞鶴市	H9.9.12	35.68	70.70	106.38
		合計	109.3	188.53	297.83

名称	所在地	指定年月日	指定面積		
			特別地区	普通地区	計
片波川源流域	京都市	H11.3.30	35.60	71.03	106.63
丹後上世屋内山	宮津市 京丹後市	H14.3.26	67.15	48.09	115.24
		合計	102.75	119.12	221.87

【地種区分について】

- ・特別地区：宅地の造成、土地の開墾、鉱物・土石の採取、埋立・干拓、木竹の伐採、本来生息しない動植物の持込、汚水・廃水の排出、その他、自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがある行為について、許可が必要。
- ・普通地区：宅地の造成、土地の開墾、鉱物・土石の採取、埋立・干拓などについて、届出が必要。

(3) 生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に定める国内希少野生動物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される区域。

名 称	所在地	指定年月日	指 定 面 積		
			管理地区	監視地区	計
善王寺長岡 アベサンショウウオ 生息地保護区	京丹後市	H18.7.3	3.9	9.2	13.1
		合計	3.9	9.2	13.1

【地種区分について】

- ・管理地区：生息地等保護区内で、国内希少野生動物種の保存のため特に必要があると認める区域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓、木竹伐採などについて、許可が必要。
- ・監視地区：生息地等保護区の区域で、管理地区の区域に属さない部分の区域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓などについて、届出が必要。

(4) 生息地等保全地区

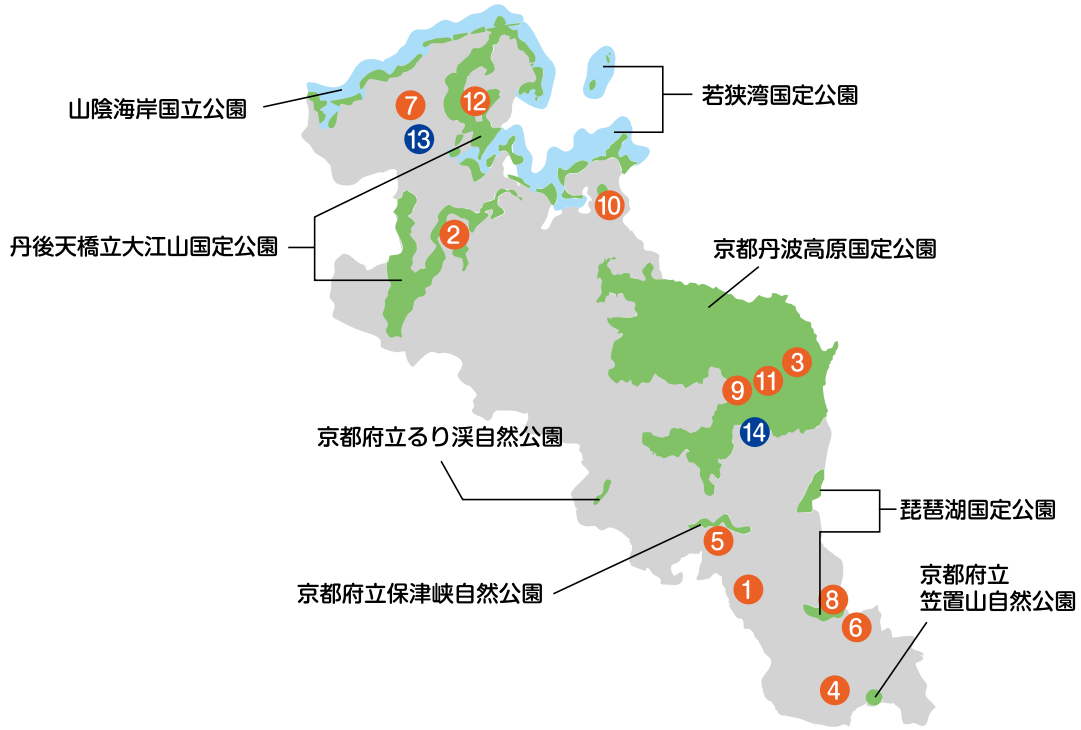
「絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」により定める指定希少野生生物の保全のために重要と認める地区。

名 称	所在地	指定年月日	指 定 面 積		
			特別地区	普通地区	計
雲ヶ畑ベニバナヤマ シクヤク生育地保全地区	京都市	H29.12.8	6.00	37.02	43.02
		合計	6.00	37.02	43.02

【地種区分について】

- ・管理地区：生息地等保全地区内で、指定希少野生生物の保全のため特に必要があると認める地域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓、木竹伐採、指定希少野生生物の生息生育に必要な野生生物の捕獲・生息生育に支障を及ぼす生物の持込、汚水廃水の排出などについて、許可が必要。
- ・監視地区：生息地等保全地区の区域で、管理地区の区域に属さない部分の区域。建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓などについて、届出が必要。

自然公園・保全地域等一覧



歴史的な自然環境保全地域

- ①男山
- ②岩戸山
- ③花背大悲山
- ④当尾
- ⑤小塩山
- ⑥鷲峰山
- ⑦権現山
- ⑧禅定寺
- ⑨常照皇寺
- ⑩金剛院

自然環境保全地域

- ⑪片波川源流域
- ⑫丹後上世屋内山

生息地等保護区

- ⑬善王寺長岡アベサンショウウオ生息地保護区

生息地等保全地区

- ⑭雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区

6 用語解説

あ
行

愛知目標

正式名称は「生物多様性新戦略計画」。2010年10月に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたのにちなんで「愛知目標」（ポスト2010年目標（2011-2020年））と呼ばれる。2050年までに「自然と共生する」世界を実現するというビジョン（中長期目標）を持って、2020年までにミッション（短期目標）及び20の個別目標の達成を目指すもの。

域外保全

本来の生息地では存続できない生物の種、あるいは個体群（遺伝的なグループ）などを、動物園・植物園など自然の生息地の外において人工的に繁殖させ、本来の生息地を再生した上で野生回復を図ろうとする方法（保護増殖事業）。本来の生息地の中での保全を図る「生息域内保全」の補完的措置として取られる手段で、生物の種、あるいは個体群を保全する際の代償的手段ともいえる（生物多様性条約第9条）。野生回復には生息地の復元が必須条件となるが、そのためには長期的かつ多方面にわたる検討と計画が求められる。

エコツーリズム

自然や人文環境を損なわない範囲で、自然観察や先住民の生活や歴史を学ぶ、新しいスタイルの観光形態。観光収入が地域にもたらされることも必要条件として概念に含める場合も多い。1980年代後半、地球環境の保全意識の高まりとともに、環境保全について学ぶことも観光の重要な目的であるとの認識ができてきたこと、また、マス（大衆）による観光活動（マストツーリズム）が自然環境を悪化させるひとつの要因とみなされるようになったことなどを背景として登場した。

エコファーマー

本戦略でいうエコファーマーとは、「京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」に基づき、持続性の高い農業生産方式を導入する計画を立て、京都府知事の認定を受けた農業者を指す。認定計画に基づいた農産物には、エコファーマーマークを付けることができる。

エコファーマーの立てる計画には、(1)堆肥などを利用した土づくり、(2)化学肥料の低減技術、(3)化学農薬の低減技術、の全てを組み合わせたものであることが必須。

か
行

外来種・外来生物・移入種

一般的には人為により自然分布域の外から持ち込まれた種をいう。自然に分布するものと同種であっても、他の地域個体群から持ち込まれた場合はこれに含まれる。「移入種」は「外来種」とほぼ同義語だが、「外来種」は海外から日本国内に持ち込まれた種に対して使われる

ことが多い。移入種（外来種）は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす。中には奄美・沖縄のマングース、小笠原のノヤギ、グリーンアノールのように、在来種の絶滅を招くような重大な影響を与えるものもある。このため、近年、移入種問題は生物多様性の保全上最も重要な課題の一つとされている。国内では、移入種対策のための「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が平成16年6月に公布され、同法で指定された特定外来生物について飼育・移動・輸入・飼育放棄が禁止されるなど、規制が開始された。

本戦略では、外来種に（在来種との）交雑種を含めて「外来生物」と呼んでいる。

気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）

「気候変動に関する国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）」の第3回締約国会議。1997年12月1日から10日まで、京都で開催された。先進国の温室効果ガスの排出削減目標を定める法的文書とともに、排出権取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの柔軟性措置が「京都議定書」の形で採択され、今後の地球温暖化防止対策に向けて大きな一歩を踏み出すこととなった。

京都議定書（Kyoto Protocol）

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議において採択されたもので、先進各国等の温室効果ガスの排出量について法的拘束力のある数値約束が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズム等の仕組みが合意された。平成17年2月発効。

京と地球^{アース}の共生計画 -地球温暖化対策推進版-

京都府社会の構成員全てが一体となって、大量生産、消費、廃棄型のライフスタイルや社会経済活動そのものを見直すための、行動の指針。2010年度までに、二酸化炭素を12%、6種類の温室効果ガスを8%削減することを目標とした。行動の主体として府民・事業者・行政に加え「観光旅行者等」を位置づけたことや、先人の知恵、二酸化炭素削減の実践例、府民からの提案、具体的な行動に応じた削減効果などを多く紹介していることが特徴。

京都府では、本計画を基礎として、「地球温暖化対策プラン」の策定（平成14年）、「京都府地球温暖化対策条例」の制定（平成17年）など様々な地球温暖化対策を推進している。

京都の自然200選

府民の自然環境に対する関心を高めることを目的とし、地域の象徴的存在として人々に親しまれている府内の優れた自然環境を選定したもの。植物部門50点、動物部門45点、植物部門（植物群落）5点、地形・地質部門46点、歴史的な自然環境部門56点の計202点。これらはいずれも市町村及び府民からの推薦を受け、「京都の自然200選選定委員会」（委員長：四手井綱英京都大学名誉教授）の審議を経て選定した。選定事業は平成3年から平成7年にかけて行い、平成2年7月に設置した「京都府緑と文化の基金」を活用した。

京都府移住の促進のための空家及び耕作放棄地等活用条例

市町村、関係機関等と連携して、空家及び農地の活用による移住の促進並びに地域住民の居住環境の保全に関する施策の推進を図り、地域の活性化に寄与することを目的として、平成28年に制定。移住者のさらなる増加を実現するため、京都府等の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、税の軽減や、空家対策を推進するために必要な事項を定めている。

京都府外来種データブック

京都府内に侵入し定着している国外・国内外来種の生息実態及び被害状況を取りまとめたもの。「京都府外来生物専門委員会」による「外来生物実態調査」（平成17～19年）の結果に基づき、平成19年に作成した。平成28年より再度、外来生物実態調査を行っており、平成30年に改訂予定。京都府や市町村の行う外来種対策の基礎資料として、また外来種に関する正しい知識の普及・啓発等に活用。

京都府外来生物対策マニュアル

府内に生息する主な特定外来生物の情報や対応法などを取りまとめたマニュアル。外来生物実態調査の結果を基に、京都府外来生物専門委員会の監修を受けて、平成20年に作成した。府内各地に生息する外来生物の生態や影響等に関する情報を府民に提供するとともに、市町村における外来生物法に基づく防除実施計画策定とそれに基づく防除に活用。

京都府環境を守り育てる条例

環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組の必要性の高まり等に適切に対応するため、「府公害防止条例」及び「府自然環境の保全に関する条例」を統合するとともに、従来の枠を超えた新たな環境行政の枠組を整備し、平成7年12月に「府環境を守り育てる条例」を制定。以下のような特徴がある。

- ①自然とのふれあいの場の確保、緑化等の推進、野生動植物の生息等への配慮等身近な自然環境の保全等に関する規定を持つこと。
- ②歴史的遺産や社寺林等、歴史・文化的資源の保全に係る規定を持つこと。
- ③規制手法に加え、工場等の事業者に自主的な環境管理規定を定めたこと。
- ④自動車のアイドリング・ストップやごみのポイ捨て禁止等を規定。観光旅行者等の責務も規定するなど観光地京都の環境保全に配慮していること。
- ⑤自動車交通公害や生活排水、廃棄物減量等の都市・生活型公害や地球環境の保全等、幅広い環境問題を対象としていること。

京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例

府、府民、事業者、国、市町村その他の関係機関等が連携し、及び協働して、絶滅のおそれのある野生生物の保全を図り、生物の多様性が保持された良好な自然環境を確保し、府民共有の財産として次世代に継承することを目的に、平成19年に制定。

<条例の特徴>

- ①府民協働による保全対策を推進（生息地等協働保全制度＝環境スチュワードシップ）
 - ・指定された希少野生生物の生息地等を保全するため、地域住民や保全団体、関係団体等が協働して取り組む仕組みを作り、これを支援する。
 - ・保全すべき野生生物の種の指定にあたって、専門家の意見を聞くとともに、府民提案を募集し、府民の参画を得ながら進めるものとする。
- ②府独自規制によるきめ細かな保全対策
 - ・条例に反して捕獲等された個体の「所持」や、「販売目的の広告」、「繁殖期の巢の破壊等」を禁止するなど、きめ細かな保全対策を講じるものとする。
- ③府内の希少な野生生物の絶滅を防ぎ、府内各地域固有の生物多様性を保全
 - ・「種の保存法」によって保護される全国的に希少な野生生物以外であっても、府内で絶滅のおそれのある野生生物を対象に保全を図り、府内の生物多様性を守る。

京都府地球温暖化対策条例

京都議定書の発効を機に、議定書誕生の地の自治体としての責任と役割を果たすため、平成17年12月に制定。温室効果ガスの削減目標（「平成22年度までに平成2年度比10%削減」、平成22年改正後は「平成32年度までに平成2年度比25%削減、平成42年度までに同40%削減」）を定めているほか、事業者等に対し、排出量削減計画書の提出、建築物の緑化、エコマイスター（事業所等において地球温暖化対策を推進する者）の選任・届出等を義務付けている。

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例

電気自動車等の普及の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、早期の本格的普及を図ることを目的とした条例。平成21年3月に制定された。電気自動車等の普及促進を目指した条例としては全国初。内容は、①電気自動車等普及促進計画の策定、②府庁舎等における充電インフラ設備の整備及び公用車への導入、③産学公連携による関連技術開発の促進、④自動車税及び自動車取得税の軽減など。

京都府動物愛護推進計画

「動物の愛護及び管理に関する法律」（動物愛護法）に基づき、動物の適正飼養の徹底、動物愛護の精神の啓発のため、平成20年3月に策定された。動物愛護に関する理解の促進、所有者責任の徹底、動物取扱業等の社会的責任の徹底などを図る。

京都府における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」（持続農業法）に基づき、主要な種類の農産物について、土づくりを基本に化学肥料と化学合成農薬の使用量を低減する具体的な生産方式の内容を定めたもの。

持続農業法は、たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う「持続性の高い農業生産方式」の導入を促進する措置を講じ、環境と調和のとれた持続的な農業生産の確保を図るもの。持続性の高い農業生産方式の導入を進め、環境負荷低減に取り組む農業者をエコファーマーと呼んでいる。

京都府緑と文化の基金

京都の優れた自然環境や文化遺産等の貴重な歴史的環境を保全するとともに、自然とのふれあいの場の創出等を図り、緑豊かな文化の香り高い京都を将来の府民に引き継ぐため、平成2年に創設された全国最大規模の基金。この基金では、身近な自然環境や地域固有の伝統芸能、祭り等の歴史的環境から地域環境までを幅広く対象とし、特にこれまで保全制度の谷間にあって埋もれているものや、隠れた貴重な自然環境・文化遺産等の掘り起こしを図るなど、それらに光を当てる取組を進めており、幅広い視野に立って、市町村をはじめ関係機関が密接に連携しあう柔軟な取組を進めている。

京都府立自然公園条例

府内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、府民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的とした条例。昭和38年に制定された。

条例に基づき指定された府立自然公園は、平成30年2月現在、笠置山（笠置町）、るり溪（南丹市）、保津峡（京都市、亀岡市）の3箇所。

京都モデルファーム運動

地域の農家や集落で活用が困難な耕作放棄地等について、地域と企業やNPO、都市住民グループなどの多様な団体が協働して再生・活用することで、農業者だけでなく府民全体で、農業・農村の有する多面的・公益的な機能を維持・保全することを目的とした運動。運動を展開するにあたり、地域と活用団体（企業やNPO等）との間で農地等の活用の適切な役割分担を定めた「京都モデルファーム活用協定」を締結し、協力体制を明文化している。なお、この活用協定に関係市町村、（一社）京都府農業会議、京都府が加わることにより、運動の継続的・安定的な活動を支援する。

グリーンインフラ

自然環境が有する機能を社会における様々な課題解決に活用しようとする考え方。米国で発案された社会資本整備手法で、我が国でもその概念が導入されつつある。平成27年度に閣議決定された国土形成計画、第4次社会資本整備重点計画では、「国土の適切な管理」「安全・安心で持続可能な国土」「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれた。

国連環境開発会議（地球サミット）

1972年6月にストックホルムで開催された国連人間環境会議の20周年を機に、1992年6月にブラジルのリオ・デ・ジャネイロで開催された首脳レベルでの国際会議。人類共通の課題である地球環境の保全と持続可能な開発の実現のための具体的な方策が話し合われた。会議には約180ヶ国が参加したほか、NGOや企業、地方公共団体からも多数が参加し多様な催しも開催された。この会議で、「気候変動枠組み条約」と「生物多様性条約」への署名が開始された。

個体群

ある地域にすむ同種の個体の集まりをいう。個体間に交配などの相互関係があること、同種の他の個体群と隔離された集団であることを含む意味で使われることが多い。出生率、死亡率、移出入率、個体群密度、分布様式、年齢構成、性比、遺伝的構成などの属性は、個体群を単位として論じられることが多い。

湖盆

湖沼の中で水をたたえている部分。生成の原因によりその形はさまざまである。成因としては、火山作用、断層運動、造陸運動、氷河作用、河食・風食作用などがある。

固有種

分布が特定の地域に限定される種もしくは亜種。この場合、「特定の地域」は、国レベル、都道府県レベル、地域レベルなどさまざまにとらえ方がある。例えば、イリオモテヤマネコは、日本の固有種であり、沖縄県の固有種であり、西表島の固有種である。

さし 砂嘴

半島や岬に続く砂の堆積によってでき、海に突き出た低平な細長い堆積地形。海岸線が屈曲していて、一方の海岸から砂が運ばれると、砂の堆積部分が海面上に現れる。鳥のくちばし（嘴）のような形を呈することが多いので砂嘴という。砂嘴の先端の内側が小さく分岐したものを分岐砂嘴という。

里地里山

里地里山の定義は必ずしも明確ではないが、環境省では「都市域と原生的自然との中間に位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落をとりまく二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念」と定義している。この定義によれば、二次林の面積は約800万ha、農地等の面積は約700万haで、里地里山は国土の4割程度を占めることになる。一般的に、主に二次林を里山、それに農地等を含めた地域を里地と呼ぶ場合が多いが、これらの全てを含む概念として里地里山と言われることが多い。里地里山は、農林業など人と自然の長年の相互作用を通じて形成された自然環境であ

り、多様な生物の生息環境として、また、地域特有の景観や伝統文化の基盤としても重要な地域であるが、過疎化や高齢化などにより人為の働きかけが減少し、景観の荒廃や里山特有の動植物の衰退など生物多様性の劣化が進行しており、保全・再生が急務となっている。

ジオパーク

科学的に貴重な、あるいは景観として美しい地形や地質を有し、これらの資源を持続的に研究、教育、観光などに活用している地域、地区で、世界ジオパークネットワークの審査を受け世界ジオパークネットワークへの加盟を認定された地域（世界ジオパーク）または日本ジオパーク委員会により日本ジオパークとして認定された地域。

2018年2月現在、世界ジオパークはヨーロッパ、アジアを中心に35箇国で127箇所が認定されている。日本ジオパークは、アポイ岳、室戸など43地域が認定されており、そのうち、洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、島原半島など8地域が世界ジオパークネットワークへの加盟が認定されている。

自然環境保全京都府ネットワーク

京都府内において自然環境に関わる活動を行う団体などのネットワークにより、自然環境の保全と活用に資することを目的に、平成29年2月に設立。主な目的は、①生物多様性を軸とした生物保全の大切さの啓発、②団体間の情報交換による保全活動の活性化、③生態系等に関する情報の蓄積と活用に向けた仕組みづくりなど。平成30年2月現在、28団体・個人が加盟。

自然環境保全地域・歴史的な自然環境保全地域

原生的な自然として多種多様な生物種を保存する学術上高い価値を持つ自然環境、あるいは文化遺産と一体となって歴史的風土を形成し、文化上高い価値を持つ自然環境を府民の財産として未来に継承するため、「府環境を守り育てる条例」に基づき指定された地域。保全地域案内板や標識類等を設置して保全地域の区域や禁止事項等について来訪者への周知を図るとともに、自然環境保全監視員を配置し、違法行為に対する監視・指導を行っている。また、地域住民による保全団体に、清掃活動や草刈り等の保全管理事業を委託している。

自然観察指導員

自然観察会を通じて、自然のしくみのおもしろさや不思議さ、自然の大切さを伝えることで、自然への橋渡し役を担う人材。狭義には、(公財)日本自然保護協会が開催する自然観察指導員講習会を受講・修了し、自然観察指導員に登録した者を指す。講習会は1978年から全国各地で500回以上開催されており、これまでの受講者数は約2万9000人(平成30年2月現在)。自然観察指導員は、原則ボランティアとして、観察会の自主開催、行政団体が行う観察会への協力などさまざまな方法で地域に定着した活動を展開している。個々の指導員の活動を促進し、発展させるための指導員の連絡会なども各地で組織されている。

自然公園

すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定もしくは設置された公園。日本では自然公園法に基づき、国が指定する国立公園と国定公園、都道府県が指定する都道府県立自然公園などが整備されている。

日本の国立公園は、国立公園法（昭和6年制定）に基づき昭和9年に設置された瀬戸内海、雲仙、霧島の三つが最初である。昭和32年には国立公園法が自然公園法に替わり、国立公園に加えて、国定公園、都道府県立自然公園の制度が整備され、現在の自然公園体系ができた。平成21年の改正では、法の目的に「生物の多様性の確保に寄与すること」が追加されたほか、海域における保全施策の充実や生態系維持回復事業の創設などが盛り込まれている。平成29年2月現在、日本全国に401箇所（国立公園34、国定公園56、都道府県立公園311）、合計面積約557万haの自然公園が指定され、国土面積の約14.7%を占めている。

持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ

国際社会の共通目標として設定された「ミレニアム開発目標」（MDGs）の達成期限である2015年以降の開発目標として、2015年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された目標。2016年から2030年までの目標である。「持続可能な開発」の観点から経済・環境・社会の3つの側面へ均衡ある対応を行うため、また、気候変動や防災等の新たな課題にも対応するための目標として、2012年の「国連持続可能な開発会議」（リオ+20）で策定が合意された。

序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs：17ゴール、169ターゲット）、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されており、途上国の開発目標を定めた、ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals：MDGs）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

この採択を受けて、各国・地域・地球規模でアジェンダの実施のための行動を起こす必要があり、それらの行動のフォローアップ及びレビューが必要である。

（SDGsの17ゴールの内容については本文P.8～9を参照）

指定希少野生生物

府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例に基づき、府内で絶滅のおそれのある野生生物の中から、特に保全を図る必要があるものとして指定する種。指定希少野生生物に対しては、主に以下の内容による保全を行う。

<個体に関する規制>

- ・ 生きている個体の捕獲・採取・殺傷・譲渡し、巢の破壊・損傷、販売目的の陳列・広告を規制。

<生息地等の保全に関する規制>

- ・ 指定希少野生生物の保全のため重要と認める区域を生息地等保全地区に指定。

- ・地区内での建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓等を規制。

<府民協働による保全回復事業（生息地等協働保全制度）>

- ・地域住民等と協働して保全回復事業を行おうとする保全団体を登録。
- ・登録団体は、より効果的に保全回復事業を実施するため、地域住民等との協働に関する協定を締結し、知事の認定を受けることができる。
- ・府は、登録団体が認定を受けた協定に係る事業の実施する場合、必要な支援を講じる。

<罰則>

- ・種の保存法に準じて、指定希少野生生物の個体の取扱規制及び生息地等保全地区における規制に違反した者に罰則を課すものとする。

重要伝統的建造物群保存地区

市町村が条例などにより決定した伝統的建造物群保存地区のうち、特に価値が高いものとして国が選定したもの。伝統的建造物群保存地区は、城下町や宿場町、門前町などの伝統的建造物群およびこれと一体をなして歴史的風致を形成している環境を保存するために市町村が定める地区を指す。

市町村は、伝統的建造物群保存地区内の保存事業を計画的に進めるため、保存条例に基づき保存計画を定める。市町村の保存・活用の取組みに対し、文化庁や都道府県教育委員会では指導・助言を行い、また、市町村が行う修理・修景事業、防災設備の設置事業、案内板の設置事業等に対して補助し、税制優遇措置を設ける等の支援を行っている。重要伝統的建造物群保存地区は、97市町村で117地区（合計面積約3,900ha）。約28,000件の伝統的建造物及び環境物件が特定され保護されている（平成29年11月28日現在）。

新京都府環境基本計画

「府環境を守り育てる条例」第8条に基づく「環境の保全及び創造に関する総合的・長期的な施策の大綱」として、平成10年9月に策定した「府環境基本計画」に変わる新計画として平成22年10月に策定。府環境行政の推進に関する個別の条例、計画及びアクションプラン並びに府民と協働して取り組む具体的施策・事業等の指針となっている。21世紀半ば（2050年）頃の府が目指すべき環境像や社会像を展望しながら、概ね2020年を目途として取り組んでいく施策の目標と施策展開の方向を明らかにしている。

生息地等保護区

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づいて、国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全するため必要に応じて指定される区域。

①特にその種の生息・生育にとって重要な区域であって、その種の生態や生息環境等の特性から特に規制の高い区域である「管理地区」

②その他の区域である「監視地区」

の2種類に区分される。

管理地区では、工作物の設置や木竹の伐採、土地の形状変更等の行為を行おうとする場合、環境大臣または都道府県知事の許可が必要とされる。監視地区は、より緩やかな規制でも生息環境等が維持できる生息地や、管理地区の緩衝地帯として必要な地域であり、上記の行為を行おうとする場合、届け出が必要とされる。

平成30年2月現在、7種の生物について9地区（合計886ha）が指定されている。

生息地等保全地区

「京都府絶滅のおそれのある野生生物の保全に関する条例」に基づき指定する「指定希少野生生物」の保全のため重要と認める地区。地区内での建築物の新築、鉱物・土石の採取、埋立・干拓等を規制する。平成29年12月に、ベニバナヤマシャクヤクの自生地である京都市の雲ヶ畑地区を「雲ヶ畑ベニバナヤマシャクヤク生育地保全地区」として指定した。

生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、生物とそれを取り巻く無機的環境の間の相互関係を総合的にとらえた生物社会のまとまりを示す概念。まとまりのとらえ方によって、一つの水槽の中や一つのため池の中の生物社会を一つの生態系と呼ぶこともでき、地球全体を一つの生態系と考えることもできる。

生物多様性

もとは一つの細胞から出発したといわれる生物が進化し、今日では様々な姿・形、生活様式をみせている。このような生物の間にみられる変異性を総合的に指す概念であり、現在の生物がみせる空間的な広がりや変化のみならず、生命の進化・絶滅という時間軸上のダイナミックな変化を包含する幅広い概念。生物多様性条約などでは、

- ・様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在＝生態系の多様性
- ・様々な生物種が存在する＝種の多様性
- ・種は同じでも、持っている遺伝子が異なる＝遺伝的多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性は生命の豊かさを包括的に表した広い概念で、その保全は、食料や薬品などの生物資源のみならず、人間が生存していく上で不可欠の生存基盤（ライフサポートシステム）としても重要である。反面、人間活動の拡大とともに、生物多様性は低下しつつあり、地球環境問題のひとつとなっている。国際的には生物多様性条約に基づく取り組みが進められ、日本でも生物多様性基本法の制定や生物多様性国家戦略の策定をはじめ総合的な取り組みが進められている。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学－政策プラットフォーム(IPBES)

生物多様性及び生態系の保全と持続可能な利用のために科学的な根拠に基づいて政策決

定を進めるための機関。世界中の研究成果を基に政策提言を行う政府間組織として、2012年4月に設立された。「科学的評価」、「能力養成」、「知見生成」、「政策立案支援」の4つの機能を活動の柱としており、科学的な見地から効果的・効率的な取組みが一層推進されることが期待されている。

生物多様性基本法

「生物多様性条約」の国内実施に関する包括的な法律。議員立法により平成24年5月28日に成立し、6月6日に公布された。「環境基本法」の下位法として位置付けられる基本法で、生物多様性に関する個別法に対しては上位法として枠組みを示す役割を果たす。生物多様性の保全及び持続可能な利用についての基本原則を示すとともに、それまで生物多様性条約に定められた締約国の義務に則り閣議決定等により三次にわたり策定されてきた「生物多様性国家戦略」が、法律に基づく戦略として位置付けられた。同時に、「生物多様性地域戦略」として地方自治体に対しても戦略策定に向けての努力規定が置かれている。

生物多様性国家戦略

生物多様性条約第6条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家的な戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。戦略では、条約に規定されている、生物多様性の保全、持続可能な利用の奨励、普及啓発に関する措置、研究の推進、悪影響の最小化、国際協力など多方面にわたる施策・計画が定められ、関連する部門での生物多様性保全、持続可能な利用への取り組みも求められる。

生物多様性条約

生物の多様性を「生態系」、「種」、「遺伝子」の3つのレベルで捉え、生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生ずる利益の公正な配分を目的とする条約。地球サミット直前の1992年5月22日に採択され、同年6月の地球サミットの場で各国の署名のために開放された。日本は1992年に署名、1993年に受諾。締約国に対し、その能力に応じ、国家戦略等の作成をはじめ生物多様性の保全、持続可能な利用の措置をとることを求めるとともに、各国の天然資源に対する主権を認め、資源提供国と利用国との間での利益の公正かつ公平な配分を求めている。

生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)

2010年に名古屋で開催。生物多様性条約を締結（批准）した国による会議で、1994年12月にナッソー（バハマ）で開催された第1回（COP1）から数えて10回目となる。日本では、普及のために「国連生きもの会議」の別称も使用された。なお、2010年は国連が制定した生物多様性年でもあった。これまでの締約国会議(COP)では、遺伝子改変生物の取り扱いを定めた「カルタヘナ議定書」や「現在の生物多様性の損失速度を2010年までに大きく低減させる」ことを戦略計画全体の目的としたいわゆる「2010年目標」などが採択されてきたが、会

議では、「2010年目標」の達成度が検証され、2010年以降の目標（「ポスト2010年目標」）となる「愛知目標（愛知ターゲット）」が採択された。また、遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)に関する「名古屋議定書」、日本の提案による「SATOYAMAイニシアティブ」と「国連生物多様性の10年」決議なども採択された。

生物多様性地域戦略

「生物多様性基本法」第13条の規定に基づき、都道府県及び市町村が、生物多様性国家戦略を基本として、当該自治体の区域内における生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して定める基本的な計画。各地方自治体は単独で、あるいは共同して生物多様性地域戦略（以下「地域戦略」という）を策定するよう努めることとされている。

地域戦略に記載すべき事項は「対象区域」「当該区域内の生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する目標」「生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関し、総合的かつ計画的に講ずべき施策」「その他必要な事項」であり、策定した地域戦略を公表するとともに環境大臣に写しを送付することとされている。

生物多様性民間参画パートナーシップ・生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム

「生物多様性民間参画パートナーシップ」は、生物多様性条約の実施に関する民間の参画を推進するために経済界を中心とした自発的な取組として平成22年に立ち上げられた「生物多様性民間参画イニシアティブ」において、活動主体となるプロジェクト。事業者の生物多様性への取り組みを推進するため、多くの事業者の参加を募り、事業者同士が、経済団体・NGO・研究者・公的機関等、事業者の取り組みを支援する様々な関係者を交えて、ホームページやニュースレターを通じて、情報共有、経験交流を図る。

「生物多様性民間参画グローバルプラットフォーム」は、「生物多様性民間参画イニシアティブ」が生物多様性条約事務局や海外の同様の活動組織等との連携を図り、国際的な情報共有や経験交流、日本の取組の海外への発信を行うために設置され、平成23年に第1回会合が開催された。

せきこ 瀉湖

湾が砂州によって外海から隔てられ湖沼化した地形。ただし、完全に外海から隔てられたものはほとんどなく、ごく狭い海峡により外海とつながっているものが多い。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）

国内外の野生動植物種の保全を体系的に図ることを目的として、平成4年に制定された。捕獲、譲渡等の規制、及び生息地等保護のための規制から保護増殖事業の実施まで多岐にわたる内容を含む。ワシントン条約規制対象種の国内取引を規制する「特殊鳥類の譲渡等の規制に関する法律」（昭和47年）と「絶滅のおそれのある野生動植物の譲渡の規制等に関する法律」（昭和62年）を廃止・統合したもの。

多自然川づくり

河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らし等との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息環境や多様な河川景観を保全・創出するために河川整備や維持管理を行うこと。

地域個体群

地域性に着目して特定される個体群。移動能力のそれほど大きくない生物は、同じ種でも地域によって遺伝的特性や生態的特性が異なることが多く、種を単位とする把握では十分でない場合がある。このような場合に、地域個体群という概念が用いられる。環境省のレッドデータブックでは、原則的には種を単位として絶滅の危険性を検討しているが、一部の種については生物地理学的な重要性の観点から「絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)」として絶滅の危険を指摘している。また、鳥獣保護管理法 (平成14年) は、野生鳥獣による農林業被害の増加などに対処するため「特定計画制度」を設けているが、この計画は地域個体群を単位として策定されることになっている。

地衣類

菌類が藻類と共生して作る共生体。地衣類の共生菌は共生藻に安定した生活場所と水分を与え、共生藻は光合成で作った炭水化物を共生菌の生活に利用させる。地衣類は現生400属2万種、日本では約1,200種が知られており、高山から砂漠までほかの生物が生育できないような厳しい環境下でも生育する。一方、大気汚染や環境の変化に対する抵抗力が弱い種が多く、近年、大都市の周辺からは急激に姿を消しつつあり、環境変化の指標として用いられることもある。

天然記念物

学術上貴重で日本の自然を記念する動物 (生息地、繁殖地、渡来地を含む)、植物 (自生地を含む)、地質鉱物 (特異な自然の現象の生じている土地を含む) として文化財保護法 (昭和25年制定) に基づき指定されたもの。これらの中には長い歴史を通じて文化的な活動により作り出された二次的な自然も含まれている。なお、天然記念物のうち特に重要なものは「特別天然記念物」に指定される。天然記念物の現状変更や指定された天然記念物に影響を及ぼすと考えられる行為は、全て規制の対象となる。

平成30年2月現在、1,027件が指定されており、そのうち75件が特別天然記念物となっている。

通し回遊性

一生の間に海と淡水域を往復する性質。サケやイトヨ、シシャモ、マスなどが代表的。

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）

外来生物（移入種）による生態系等への影響を防止するための法律。一般に、外来生物法と略称される。平成16年6月制定、平成17年6月より施行。海外からの移入生物による、日本の生態系、人の生命や健康、農林水産業への被害を防止するために、飼養、栽培、保管又は譲渡、輸入などを禁止するとともに、国等による防除措置などを定めている。生態系等への被害が認められる生物は、特定外来生物として指定され、飼育、栽培、譲渡、運搬、輸入、さらに野外への放出などが規制される。また、生態系等への被害が明らかでなくともその疑いがあるものは未判定外来生物と規定され、輸入の届出などが必要となる。

特定鳥獣保護管理計画

野生鳥獣の科学的・計画的保護管理を行うための「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づく計画制度。増えすぎた、もしくは減りすぎた動物の種の地域個体群を特定し、適正な個体数に導くことを目的とする。平成11年、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正の際に都道府県知事が定める「特定鳥獣保護管理計画」として位置づけられた。地域個体群の安定的な存続を前提として、適切な保護管理（個体数調整を含む）によって人と野生鳥獣との共生を図ることを目的としている。平成26年の法改正で、都道府県知事が定める「第一種特定鳥獣保護計画」（特に保護すべき鳥獣のための計画）及び「第二種特定鳥獣管理計画」（特に管理すべき鳥獣のための計画）、環境大臣が定める「希少鳥獣保護計画」及び「特定希少鳥獣管理計画」に再編され、これら4種の計画を合わせて「特定計画」と呼ぶようになった。「第一種特定鳥獣保護計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」は、都道府県知事が、鳥獣保護管理事業計画に基づいて鳥獣の種類ごとに策定する。計画が策定された場合、都道府県知事は、環境大臣が定めた捕獲の禁止又は制限を緩和すること等が可能となる。

名古屋議定書

正式名称は、「遺伝資源へのアクセスとその利用から得られる利益の配分（ABS）に関する名古屋議定書」。2010年10月に名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）で採択されたのにちなんで名古屋議定書と呼ばれる。遺伝資源（有用な遺伝子を持つ動植物・微生物）の利用国は提供国の法令に従い事前に提供国の同意を得ること、遺伝資源の利用から生じる利益は両者が相互に合意した条件で構成に配分することなどを定めている。

我が国は2017年5月に、99番目の批准国・地域として本議定書に批准した。2018年2月現在、104か国及びEUが批准している。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業などによって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭などに造成された生物の

生息・生育環境空間を指して言う場合もある。このようなビオトープ造成事業では、昆虫、魚、野鳥など小動物の生息環境や特定の植物の生育環境を意識した空間造りが行われる。近年、都市的な土地利用が急速に進行し、池沼、湿地、草地、雑木林などの身近な自然が消失していることから、各地にビオトープ整備が導入されている。

ヒートアイランド

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。特に、夏季においては、家屋内の熱を冷房によって外気に排出することにより、外気温が上昇し、それにより更に冷房のためのエネルギー消費を増大させるという悪循環を生み出している。

モデルフォレスト

森林における自然環境や生物多様性を、社会経済とのバランスを図りながら、サステイナブル（持続可能）な方法で管理する活動。1992年の地球サミットでカナダにより提唱された概念で、産・官・学・NGO・地域住民など「森林から恵みを受けるすべての主体が協働し、地域総ぐるみで持続的な森林管理・地域づくりを行う」ことを目標としている。

京都府では、森林を府民共通の財産として守っていくことを目的とした「京都府豊かな緑を守る条例」を平成17年に制定し、モデルフォレスト運動を推進している。翌年には運動を推進する日本で初めての団体として「社団法人京都モデルフォレスト協会」を設立（平成21年11月に公益社団法人に移行）。現在、約350の会員（企業、団体など含む）の協力のもと、森林所有者、地域住民、森林組合、企業、団体、大学、行政等の協働による森林づくりが進められている。

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の情報をとりまとめた本。国際自然保護連合（IUCN）が1966年に初めて発行した。IUCNから発行された初期のレッドデータブックはルーズリーフ形式のもので、最も危機的なランク（Endangered）に選ばれた生物の解説は、赤い用紙に印刷されていた。日本でも、1991年に『日本の絶滅のおそれのある野生生物』というタイトルで環境庁（現・環境省）がレッドデータブックを作成し、2000年からはその改訂版が、植物や動物の大きなグループごとに順次発行されている。また、ほとんどの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されているかあるいは作成準備中である。英語の頭文字をとってRDBと略称される。また、作成者を表すため環境省版RDB、都道府県版RDBなどと言われることが多い。

ワイズユース

「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（通称「ラムサール条約」）で提唱された考え方。条約は、国際協力によって、湿地の保全のみならずワイズユース（Wise use=賢明な利用）を進めていくことを目的に、人間の行為を厳しく規制して湿地を守っていくのではなく、湿地生態系の機能や湿地から得られる恵みを維持しながら、我々の暮らしと心がより豊かになるように湿地を活用していくことを謳っている。

「環」の公共事業行動計画

府の公共事業を、人と自然が共生する環境共生型の地域社会を築いていくための事業へと導いていくことを目的とした計画。府民や専門家の意見をもとに、府の公共事業の推進方策の基本的な考え方と具体的な施策展開の方向を示すものとして、平成15年に策定された。

府の公共事業全体をできるだけ環境に配慮したものにしていくこと、そして、公共事業を通じてそれぞれの地域にふさわしい環境を創造するとともに、地域における資源やエネルギーの循環を支える基盤を整えていくことを目指しており、次の4つの視点を踏まえることを基本にしている。

- ①空間管理の視点：環境面から流域などの地域を一体的にとらえた上で、公共事業がその地域全体の環境に与える影響を考える視点
- ②時間管理の視点：事業の計画段階から完成後の維持管理に至る時間的なつながりを見通して公共事業が環境に与える影響を考える視点
- ③資源・環境管理の視点：地域社会や地域文化との関わりの中から地域固有の環境の構造を把握し、公共事業が地域の資源と環境に与える影響を考える視点
- ④組織管理の視点：組織の縦割を越えて事業間の連携を図る視点

CSR (Corporate Social Responsibility)

「企業の社会的責任」を意味する。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動すべきであるとの考え方であり、環境保護のみならず、行動法令の遵守、人権擁護、消費者保護などの分野についても責任を有するとされている。

IUCN (International Union for Conservation of Nature: 国際自然保護連合)

自然環境の保全、自然資源の持続的な利用の実現のため、政策提言、啓蒙活動、自然保護団体への支援を行うことを目的に、1948年に設立された国際的な自然保護の連合団体。本部はグラン（スイス）にある。国家、政府機関・非政府機関（NGO）などを会員とし、2017年2月現在、国家会員89、政府機関会員129、非政府機関会員等1,163が加盟。日本政府は1995年に国家会員として加入しており、また政府機関会員として環境省、非政府機関会員として国内16NGO団体が加入している。

I

IUCNは6つの専門委員会(種の保存委員会、世界保護地域委員会、生態系管理委員会、教育コミュニケーション委員会、環境経済社会政策委員会、環境法委員会)を有しており、これらの委員会は、科学と学術分野における専門家がメンバーとなっている。

K

KYOTO 地球環境の殿堂

「京都議定書」誕生の地である京都の名のもと、世界で地球環境の保全に多大な貢献をした人物の功績を称えるもの。京都府、京都市や産業団体、学術団体等により構成される「KYOTO地球環境の殿堂運営協議会」により、平成22年に創設された。平成22年から30年まで計9回で11箇国21名が殿堂入りした。

気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)の会場であり京都議定書誕生の地ともなった国立京都国際会館において、これら殿堂入り者の功績を永く後世に伝えるよう展示・顕彰している。

N

NPO (Non-Profit Organization)

「非営利組織」と訳される。広く社会全体に役立つ活動を、組織として自発的に行い、組織内部での利益分配を行わず、事業活動継続を目指す団体を指す。

S

SATOYAMAイニシアティブ・SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI)

「SATOYAMAイニシアティブ」は、二次的自然環境における生物多様性の保全やその持続可能な利用の促進のため、環境省及び国際連合大学高等研究所が中心となって提唱された取組。

我が国の里地里山をはじめとした世界各地の二次的自然地域の多くで、持続可能な利用形態が失われ、地域の生物多様性に悪影響が生じていることから、持続可能な利用を実現するため、わが国で確立した手法に加え、世界各地に存在する持続可能な自然資源の利用形態や社会システムを収集・分析し、地域の環境が持つポテンシャルに応じた自然資源の持続可能な管理・利用のための共通理念を構築し、世界各地の自然共生社会の実現に活かしていくこととしている。

SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ (IPSI) は、イニシアティブの活動を促進するため、国・地方政府、研究機関、国際機関、NGO、民間企業等、多様な主体の参加を得て発足した国際パートナーシップ。2010年10月に名古屋市で開催されたCOP10の期間中に発足した。

7 参考文献

- ・上田豊甫・赤間美文（編）、2011、ハンディー版 環境用語辞典 第3版、共立出版
- ・宇治市、2009、宇治川太閤堤跡
- ・海野泰男、2015、文豪と京の「庭」「桜」、集英社
- ・環境省、2017、環境省レッドリスト2017
- ・環境省、2016、京都丹波高原国定公園 指定書及び公園計画書
- ・環境省、2012、生物多様性国家戦略2012-2020
- ・環境省、2014、生物多様性地域戦略策定の手引き（改訂版）
- ・環境省、2015、平成26年度外来生物問題等認知度調査業務 報告書
- ・環境省、2017、平成28年度生物多様性認知度等調査（インターネット調査）の結果
- ・環境省、2017、平成28年度 モニタリングサイト1000 海鳥調査報告書
- ・関西広域連合、2016、関西の活かしたい自然エリア
- ・京都学研究会（編）、2016、京都を学ぶ【洛北編】—文化資源を発掘する—、ナカニシヤ出版
- ・京都市、2014、京都市生物多様性プラン
- ・京都府、2015、明日の京都
- ・京都府、1996、京都の自然200選
- ・京都府、2014、京都の水産
- ・京都府、1998、京都府環境基本計画
- ・京都府、2015、京都府レッドデータブック2015 第1巻 野生動物編
- ・京都府、2015、京都府レッドデータブック2015 第2巻 野生植物・菌類編
- ・京都府、2015、京都府レッドデータブック2015 第3巻 地形・地質・自然生態系編
- ・京都府、2015、京都府レッドデータブック2015 別冊 京都府自然環境目録
- ・京都府、2002、京都府レッドデータブック2002 上巻 野生生物編
- ・京都府、2002、京都府レッドデータブック2002 下巻 地形・地質・自然生態系編
- ・京都府、2010、新京都府環境基本計画
- ・京都府、2016、第12次鳥獣保護管理事業計画
- ・京都府、2016、第一種特定鳥獣保護計画—ツキノワグマ—
- ・京都府、2016、第二種特定鳥獣管理計画—ニホンジカ—
- ・京都府、2016、第二種特定鳥獣管理計画—ニホンザル—
- ・京都府、2016、第二種特定鳥獣管理計画—イノシシ—
- ・京都府、2005、平成16年台風第23号災害の記録
- ・京都府、2017、平成28年度版 京都府環境白書
- ・国土交通省、2016、グリーンインフラストラクチャー～人と自然環境のより良い関係を目指して～
- ・西山森林整備推進協議会、2015、西山森林整備構想
- ・三島由紀夫・井上靖・大佛次郎・伊藤ていじ、2007、終わらない庭 昭和の三大作家とめぐる「宮廷の庭」、淡交社
- ・森本幸裕、2013、京都の緑の危機とコモンズとしての可能性、第14号、pp 42-48、京都学園大学総合研究所所報
- ・林野庁、2017、花背の三本杉 樹高測定結果
- ・Richard Worrell, Michael C. Appleby, 2000, Stewardship of Natural Resources: Definition, Ethical and Practical Aspects, 12 (3), pp 263-277, Journal of Agricultural and Environmental Ethics

<ウェブサイト>

- ・ 外務省、SDGs（持続可能な開発目標） 持続可能な開発のための2030アジェンダ
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/about/doukou/page23_000779.html>
- ・ 環境省、愛知目標<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/about/aichi_targets/index.html>
- ・ 環境省、生息地等保護区による保護<<http://www.env.go.jp/nature/kisho/hogoku/index.html>>
- ・ 環境省、特定外来生物等一覧<<https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/list.html>>
- ・ 関西広域連合<<http://www.kouiki-kansai.jp/>>
- ・ 京都大学芦生研究林<<http://www.ashiu.kais.kyoto-u.ac.jp/>>
- ・ (公社)京都モデルフォレスト協会<<http://www.kyoto-modelforest.jp/>>
- ・ 国土交通省、三栖閘門資料館<<http://www.misu-museum.jp/>>
- ・ (公社)全国漁港漁場協会、「雄島参りと冠島」
< <http://www.gyokou.or.jp/100sen/pdf/100sijitu/si067.pdf> >
- ・ 日本ジオパークネットワーク<<http://www.geopark.jp/>>
- ・ (公財)日本自然保護協会、自然観察指導員<<http://www.nacsj.or.jp/education/>>
- ・ (一社)農業農村整備情報総合センター、水土の礎< <http://suido-ishizue.jp/index.html>>
- ・ 文化庁、国指定文化財等データベース<kunjitei.bunka.go.jp/bsys/>
- ・ 山陰海岸ジオパーク<<http://sanin-geo.jp/>>

京都府生物多様性地域戦略

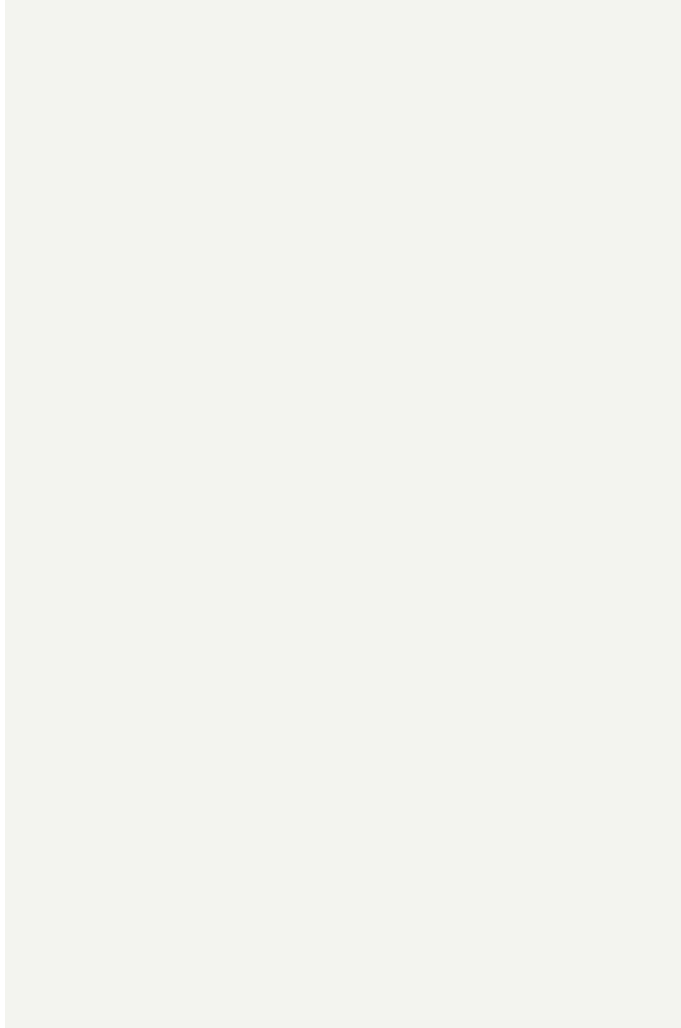
～自然の恵みを次世代につなぐ人と自然の共生プラン～

京都府環境部 自然環境保全課

〒602-8570

京都市上京区下立売通新町西入ル藪ノ内町

TEL 075-414-4706 FAX 075-414-4705



京都府